

平成28年12月19日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣

静岡県磐田市議会議長 加藤 治 吉

介護保険制度改正における軽度者への支援継続に関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針2015）」の中で、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者（要介護2以下）に対する福祉用具貸与・生活支援サービス等の給付の見直し等を検討することが盛り込まれた。これは超高齢社会の流れを背景に、今後さらに介護保険財政が厳しいものとなる状況を受けてのことであるが、一方、一時的な支出抑制策によって利用控えを招くことで介護度の重度化が進み、結果として財政を圧迫することのないよう慎重な対応が必要と考える。

現行の介護保険制度の考え方には、軽度のうちから必要なサービスを利用することにより、自立を支援し重度化を防ぐという側面がある。

例えば、軽度者向けの福祉用具や住宅改修は、転倒・骨折の予防や自立した生活の継続を補佐し、これによって高齢者自身の自立意欲を高め、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することで、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活を維持することにもつながっている。さらに、介護者の負担軽減にも寄与するものである。

仮にこのような費用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯への経済的負担が大きくなるのしかかることになる。また、負担増によって福祉用具の利用や住宅改修の抑制を招くことになれば、高齢者の自立的な生活を阻害し、結果として介護度の重度化につながり、介護保険給付費の抑制という目的に反して給付費が増大するおそれもある。

以上の理由から、次期介護保険制度改革における軽度者向けの福祉用具貸与、住宅改修、生活援助の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護度の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。